

新型コロナウイルス対策に関する対応状況

○非対面での受付・協議を推進

- ・窓口部署を中心に、可能な限り、対面での受付・協議等を避け、電話・メール・郵送等により対応することとし、市HPで周知した。

○建設緑政事業（道路、河川、公園など）窓口業務の取扱変更に係る周知

- ・建設緑政局の窓口業務（各区役所道路公園センターの窓口業務含む）について、BCPが解除されるまでの間、一部の業務について縮小等を行うとともに、対面での協議、受付等について、電話、メール等による対応を行うこととした。また、窓口業務の取扱変更に係る情報等についてHPによる公表を行った。（R2/4/20）

○沿道飲食店等の路上利用占用許可基準の緩和

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として、地方公共団体（商業振興部門等）と商店街等の団体が連携して道路占用許可申請を行い、沿道飲食店等の路上利用（テイクアウトやテラス営業等）する際の占用許可基準の緩和措置を実施。（R2/7/2～）なお、国土交通省の通知に基づき、当緩和措置はR5/3/31で終了。

○駐輪場の定期券の取扱いについて

- ・市営駐輪場の定期券について、未使用月の定期契約を解約した方については、緊急事態宣言解除後に再契約する場合、優先的に定期利用ができる措置を講じた。また、当該月に市営駐輪場を利用していない場合に限り、当該月の利用料金を返還する対応を行った。（R2/4、R3/4、R3/8）

○公園内プール開催にあたっての感染防止対策

- ・8/1～8/31の期間に短縮する（例年は7/10～8/31）とともに、プール内への入場数の制限やロッカーの利用間隔を空けるなどの対策を実施した。
- ・スタッフにフェイスシールドやマスク着用を義務付け、定期的な施設の消毒を行いながら運営を行った。

○多摩川河川敷バーベキュー場の運営について

- ・事前予約制や利用時間の短縮、利用者・スタッフの検温・消毒の徹底等、引き続き感染症対策を実施。
- ・R3/4/29～11/5の期間バーベキュー広場を休場。R3/11/6からグループの人数や1日の利用者数に制限を設けながら営業を再開。

○公園の使用や、河川敷における感染対策

- ・多摩川河川敷及び市内公園（一部）にマスク着用、三密回避等の看板を設置。

○生田緑地における感染対策

<全体>

- ・ホームページへの掲載や生田緑地内への掲示により、利用者に対し、屋外においても「咳エチケット（マスク着用）」、「手洗い」、「密集を避ける」等、利用ルールとして周知した。
- ・大規模イベントでは、検温を行った来園者にシールを配布して衣服に貼ってもらい、同じ人に何度も検温を行うことがないように配慮した。
- ・例年7～8月の夏休み期間中に実施している「生田緑地スタンプラリー」について、R3年度は接触機会の低減のため、「生田緑地クイズラリー」として、掲示されているキーワードを集める形で実施。（R4年度よりスタンプラリーを再開）
- ・R3.9～11月にかけて募集した、「2021 生田緑地 80周年 未来に残したい生田緑地写真展」において、応募方法をインターネットのみとし、直接の持ち込み等による感染リスクを低減した。
- ・まん延防止等重点措置期間（R4/1/21～3/21）に予定されていた指定管理者の自主事業によるイベントを中止又は内容を変更するとともに、公園内行為許可申請者に対し、イベントの中止及び実施する場合には感染防止対策の徹底を要請した。

<中止したイベント>

- ・サマーミュージアム（8月下旬）⇒スプリングミュージアムとしてR4/3/26に代替イベントを実施。（R4年度からは熱中症対策のため、従来のサマーミュージアムではなく、9月の十五夜フェスタ、3月のスプリングマルシェ（時期及び名称は毎年変更の可能性あり）として実施）
- ・R2～4年度、密を避けるためホタルの出現時期に合わせ、ホタルの里に通じる園路にフェンスを設置して閉鎖した。また、R3、4年度は事前申し込みにより人数を制限して感染症対策を徹底し「ホタルの国 臨時鑑賞会」を行った。

○生田緑地ばら苑（春・秋）一般開放にあたっての感染防止対策（令和4年度）

（春の一般開放）

- ・各入口（3箇所）で、入苑の際に来苑者に検温、手指消毒を実施した。
- ・苑内での食事を禁止するとともに、コンサート等のイベントを中止した。
- ・スタッフにフェイスシールドやマスクの着用を義務付け、適宜、施設の消毒を行いながら運営を行った。

（秋の一般開放）

- ・開苑期間を18日間に短縮（例年は25日間）して開苑するとともに、春の一般開放と同様の対策を実施した。

○イベントの延期・中止

（イベントの中止）

- ・動物園まつり（春・秋）（夢見ヶ崎動物園）
- ・多摩川で和むe体験（R3年度）

（延期）

- ・旧西部公園事務所の有効活用に向けた社会実験（一部延期）（橘公園）【R4/5 実施】
- ・多摩川河川敷の利活用に向けた社会実験（丸子橋河川敷）（R3/10,11 実施）

○業務執行体制確保に向けた検討・取組

- ・コロナ本部から新型コロナウイルス感染拡大に備えた業務執行体制の確保についての通知があり、以下の対応を実施した。

（1）保健所の体制強化に向けた取組について

- ・支援先となる中原区役所と応援業務に係る内容について協議を行った。（R4/1/11）
- ・中原区への応援体制について、局の管理職が集まる会議で説明し協力を依頼した。（R4/1/12）

（2）一部の窓口業務における接触機会の低減に向けた取組について（R3/4/21 以前から実施）

- ・事前相談を原則、メール及び電話による対応を実施。
- ・手続き（メールや郵送対応等）や協議については、事前相談時に調整。
- ・窓口対応が必要な場合は事前に日程調整を行う。

○霊園事務所における感染対策

- ・例年、緑ヶ丘霊園にてお盆、彼岸時に運行している墓参者向けの園内巡回バスを感染拡大予防のため、運行を中止した。
- ・令和3年度に緑ヶ丘霊園にてお盆、彼岸時に運行している墓参者向けの園内巡回バスを再開した（R4/7）